

## 自転車駐車場の附置等に関する手引 新旧対照表

※赤字下線部分が改正部分

現行	改正後
<p><b>1-4 自転車駐車場の設置の届出</b></p> <p>この条例により自転車駐車場を設置しようとする場合は、対象となる施設の建築主が、確認申請又は計画通知までに次の書類を添付して届出を行ってください。届出受付後、2週間程度で適合確認通知書を交付します。建築確認申請時に適合確認通知書を添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>自転車駐車場設置(変更)の届出⇒届出書(第1号様式(集客施設用)又は第2号様式 (共同住宅等用))に次の書類を添付し、正副2部提出 ※共同住宅等の場合は第2号様式</p> </div> <p>(1) 施設及び自転車駐車場付近の見取図(縮尺 5,000 分の1以上)</p> <p>(2) 施設及び自転車駐車場の配置図(出入口、<u>駐車区画</u>、場内通路及び場外通路の位置及び<u>寸法</u>を明示したもの・縮尺 300 分の1以上)</p> <p>(3) 施設の各階平面図(施設の各<u>部分</u>の用途及び面積を明示したもの・縮尺 300 分の1以上)</p> <p>(4) 自転車駐車場の平面図(出入口、駐車区画及び場内通路の位置及び<u>寸法</u>を明示したもの・縮尺 <u>300</u> 分の1以上)</p> <p>(5) 自転車駐車場の構造図(階層式の自転車駐車場又は特殊な器具を用いる自転車駐車場に限る。縮尺 <u>300</u> 分の1以上)</p> <p>(6) 施設面積の積算内訳書(共同住宅等を除く。)</p> <p>(7) <u>自転車駐車場の規模の算出計算書</u></p> <p>(8) <u>自転車駐車場の管理方法を記載した書類</u></p> <p>(9) 委任状(任意)</p> <p>※ ラック等の器具を使用する場合、ラックのカタログ等、仕様が分かる資料(5)を添付してください。</p> <p>※ 場外通路の一部に昇降機を使用する場合は、<u>その寸法等の構造がわかる資料</u>を添付してください。</p>	<p><b>1-4 自転車駐車場の設置の届出</b></p> <p>この条例により自転車駐車場を設置しようとする場合は、対象となる施設の建築主が、確認申請又は計画通知までに次の書類を添付して届出を行ってください。届出受付後、2週間程度で適合確認通知書を交付します。建築確認申請時に適合確認通知書を添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>自転車駐車場設置(変更)の届出⇒届出書(第1号様式(集客施設用)又は第2号様式 (共同住宅等用))に次の書類を添付し、正副2部提出 ※共同住宅等の場合は第2号様式</p> </div> <p>(1) 施設及び自転車駐車場付近の見取図(縮尺 5,000 分の1以上)</p> <p>(2) 施設及び自転車駐車場の配置図(<u>方位</u>、出入口<u>並びに</u>駐車区画の位置及び<u>寸法並びに</u>場内通路及び場外通路の位置及び<u>幅員</u>を明示したもの・縮尺 300 分の1以上)</p> <p>(3) 施設の各階平面図(<u>方位並びに</u>施設の各<u>室</u>の用途及び面積を明示したもの・縮尺 300 分の1以上)</p> <p>(4) 自転車駐車場の平面図(<u>方位</u>、出入口<u>並びに</u>駐車区画の位置及び<u>寸法並びに</u>場内通路及び場外通路の位置及び<u>幅員</u>を明示したもの・縮尺 <u>200</u> 分の1以上)</p> <p>(5) 自転車駐車場の構造図(階層式の自転車駐車場又は<u>ラック等の</u>特殊な器具を用いる自転車駐車場に限る。縮尺 <u>100</u> 分の1以上)</p> <p>(6) 施設面積の積算内訳書(共同住宅等を除く。)</p> <p>(7) <u>昇降機の構造図(設置する場合に限る。)</u></p> <p>(8) <u>自転車駐車場の規模の算出計算書</u></p> <p>(9) <u>自転車駐車場の管理方法を記載した書類</u></p> <p>(10) <u>委任状(任意)</u></p> <p>※ ラック等の器具を使用する場合、ラックのカタログ等、仕様が分かる資料(5)を添付してください。</p> <p>※ 場外通路の一部に昇降機を使用する場合は、<u>昇降機の各寸法等がわかる(7)構造図</u>を添付してください。</p>

## 自転車駐車場の附置等に関する手引 新旧対照表

- ※ 「自転車駐車場設置（変更）届出書」及び「(7)自転車駐車場の規模の算出計算書」（集客施設用）は、ホームページからダウンロードして作成してください。（その他は任意の書類で構いません。）
- ※ (8)管理方法を記載した書類はホームページの記載例を参照してください。
- ※ 届出者以外が届出書等記載事項を訂正する場合は(9)委任状が必要です。
- ※ 敷地外に自転車駐車場を設ける場合は、設置予定場所の使用が可能であることを示す書類（契約書・土地登記事項証明書等）を提出してください。
- ※ 集客施設と共同住宅等の複合施設の場合は、それぞれの用途ごとに届出を行う必要があります。
- ※ A3判以上の図面はA4判に折り、左綴じとしてください。

### ◆ 増築の場合

施設の増築を行う際に附置義務対象となるのは、以下の場所です。

- ・集客施設で、増築の工事の完了後の当該施設全体の施設面積が  
表1（い）欄に掲げる規模のものである場合※
- ・共同住宅等で、増築の工事の完了後の規模が10戸・室以上である場合  
※複合用途施設においては、それぞれの用途で附置義務台数を算定し、  
その合計が20台以上の場合

設置が必要な台数は、工事の完了後の当該施設全体（不適用部分を除く）で算定した附置義務台数から、当該施設に係る既存の自転車駐車場の収容台数を減じた台数となります。



※1 不適用部分とは、P.3の「附置義務対象行為」適用前の既存施設部分となります。

※2 既存の自転車駐車場については、届出の際に収容台数や寸法等の技術的基準に適合していることが確認できる資料を添付してください。なお、技術的基準への適合が確認できないものについては、収容台数から除きます。

※3 0台の場合でも、施設全体として附置義務対象となる場合は届出が必要です。

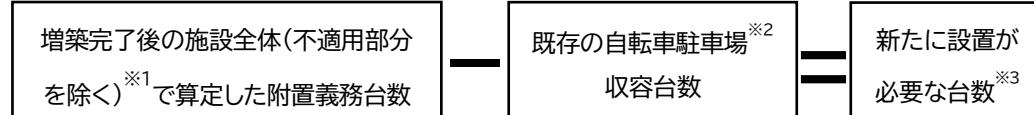
- ※ 「自転車駐車場設置（変更）届出書」及び「(8)自転車駐車場の規模の算出計算書」（集客施設用）は、ホームページからダウンロードして作成してください。（その他は任意の書類で構いません。）
- ※ (9)管理方法を記載した書類はホームページの記載例を参照してください。
- ※ 届出者以外が届出書等記載事項を訂正する場合は(10)委任状が必要です。
- ※ 敷地外に自転車駐車場を設ける場合は、設置予定場所の使用が可能であることを示す書類（契約書・土地登記事項証明書等）を提出してください。
- ※ 集客施設と共同住宅等の複合施設の場合は、それぞれの用途ごとに届出を行う必要があります。
- ※ A3判以上の図面はA4判に折り、左綴じとしてください。

### ◆ 増築の場合

施設の増築を行う際に附置義務対象となるのは、以下の場所です。

- ・集客施設で、増築の工事の完了後の当該施設全体の施設面積が  
表1（い）欄に掲げる規模のものである場合※
- ・共同住宅等で、増築の工事の完了後の規模が10戸・室以上である場合  
※複合用途施設においては、それぞれの用途で附置義務台数を算定し、  
その合計が20台以上の場合

設置が必要な台数は、工事の完了後の当該施設全体（不適用部分を除く）で算定した附置義務台数から、当該施設に係る既存の自転車駐車場の収容台数を減じた台数となります。



※1 不適用部分とは、P.3の「附置義務対象行為」適用前の既存施設部分となります。

※2 既存の自転車駐車場については、届出の際に収容台数や寸法等の技術的基準に適合していることが確認できる資料を添付してください。なお、技術的基準への適合が確認できないものについては、収容台数から除きます。

※3 0台の場合でも、施設全体として附置義務台数が生じる場合は届出が必要です。

## 自転車駐車場の附置等に関する手引 新旧対照表

### 2-4 適用除外施設

条例第15条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設は、次のとおりです。

- (1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗
- (2) 主として酒類を提供する飲食店
- (3) ガソリンスタンドその他これに類する施設
- (4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設
- (5) 道路法施行令第7条第13号又は高速自動車国道法第11条第2号に規定する施設
- (6) 主たる用途が動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設であって、附置義務規定の適用を受けないものの敷地の内部に設置された条例別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設
- (7) 自転車の利用が見込まれない高齢者を主な居住者とする共同住宅又は寄宿舎で市長が定めるもの
- (8) 仮設建築物
- (9) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設

【適用除外施設の例】

- (1)自動車(バイク)販売店
- (4)駅ナカ店舗
- (5)高速自動車国道等内の施設
- (6)動物園、遊園地等の園内の  
小売店舗や飲食店等  
(園内の物販、飲食施設も対象外)

※ホテルなどの宿泊施設は、附置義務対象外

※高齢者を主な居住者とする共同住宅等については、3-3を参照

適用除外施設の承認を受ける場合は、承認申請を行ってください。市長の承認がなければ、適用除外とはなりませんので十分ご注意ください。また、適用除外施設の判断に必要な図書を確認するため、必ず事前に協議してください。事前協議後、承認申請書の受理から2週間程度で承認通知書を交付します。

交付された承認通知書は建築確認申請時に添付してください。

適用除外に係る市長への承認申請 ⇒ 適用除外承認申請書(第14号様式)に上記適用除外施設であることを証する書類及び建築計画図面等を添付し、正副2部提出  
(施設の見取り図等)の添付

### 2-4 適用除外施設

条例第15条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設は、次のとおりです。

- (1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗
- (2) 主として酒類を提供する飲食店
- (3) ガソリンスタンドその他これに類する施設
- (4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設
- (5) 道路法施行令第7条第13号又は高速自動車国道法第11条第2号に規定する施設
- (6) 動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿泊施設その他これらに類する施設内に設置された、これらの施設を利用する者を主たる利用者とする条例別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設

(7) 主として結婚式場の用に供する集会場その他これに類する施設

(8) 主として斎場の用に供する集会場その他これに類する施設

(9) 主として、企業、国際機関、国際団体、学会その他の団体が開催する会議、展示会、見本市その他の催しの用に供する集会場その他これに類する施設

(10)自転車の利用が見込まれない高齢者を主たる居住者とする共同住宅又は寄宿舎で市長が定めるもの

(11)仮設建築物

(12)その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設

【適用除外施設の例】

- (1)自動車(バイク)販売店
  - (4)駅ナカ店舗
  - (5)高速自動車国道等内の施設
  - (6)動物園、遊園地等の園内の  
小売店舗や飲食店等
- (7)挙式又は披露宴等の会場
- (8)通夜、告別式等の会場

※ホテルなどの宿泊施設は、附置義務対象外

※高齢者を主な居住者とする共同住宅等については、3-3を参照

適用除外施設の承認を受ける場合は、承認申請を行ってください。市長の承認がなければ、適用除外とはなりませんので十分ご注意ください。また、適用除外施設の判断に必要な図書を確認するため、必ず事前に協議してください。事前協議後、承認申請書の受理から2週間程度で承認通知書を交付します。

交付された承認通知書は建築確認申請時に添付してください。

適用除外に係る市長への承認申請 ⇒ 適用除外承認申請書(第14号様式)に上記適用除外施設であることを証する書類及び建築計画図面等を添付し、正副2部提出  
(施設の見取り図等)の添付

#### 4-2 駐車区画の構造及び設備

ア 自転車1台当たりの駐車区画<sup>※1</sup>の幅は0.5メートル以上、奥行きは2メートル以上とする。ただし、特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるもの<sup>※2</sup>については、この限りでない。

※1 駐車区画内に支障物がないこと。

※2 ラック等の特殊な器具を設置する場合は、原則として当該器具を製造するメーカーのカタログ等に記載の設置推奨寸法(幅、奥行き、端部離隔距離、ラック間隔、スライドラックの場合はスライド寸法等)を確保すること。

① 自転車駐車場内の通路(以下「場内通路」という。)を整備する場合は、区画線の表示その他※3の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。

※3 特殊な器具の設置、床仕上げ材による区分など。

② 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

#### 4-2 駐車区画の構造及び設備

ア 平坦な場所に設置する等、自転車を安全に駐車することができる構造とすること。

① 自転車1台当たりの駐車区画<sup>※1</sup>の幅は0.5メートル以上で、かつ、奥行きは2メートル以上とすること。ただし、ラック等の特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるもの<sup>※2</sup>については、この限りでない。

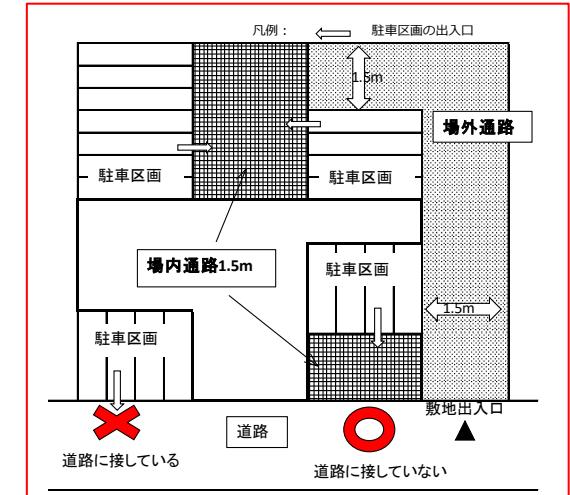
※1 駐車区画内に支障物がないこと。

※2 ラック等の特殊な器具を設置する場合は、原則として当該器具を製造するメーカーのカタログ等に記載の設置推奨寸法(幅、奥行き、端部離隔距離、ラック間隔、スライドラックの場合はスライド寸法等)を確保すること。

② 自転車駐車場内の通路(以下「場内通路」という。)を整備する場合は、区画線の表示その他※3の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。

※3 特殊な器具の設置、床仕上げ材による区分など。

③ 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。



## 4-3 通路の構造及び設備

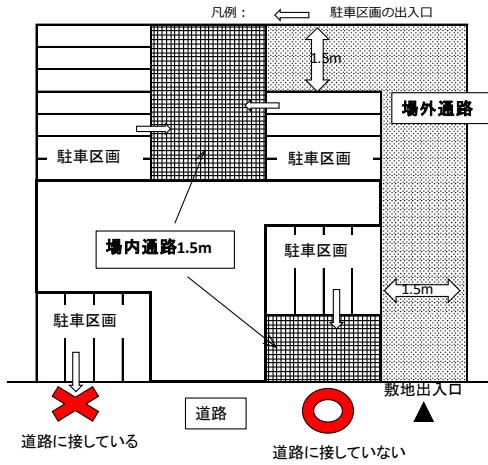
ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路(以下「場外通路」という。)の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路(その構造が直線であるものに限る。)のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上<sup>※4</sup>とすることができる。

※4「1-4 自転車駐車場の設置の届出」

(2) 施設及び自転車駐車場の配置図に、当該範囲の位置及び寸法を明示のこと

① 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が8分の1を超えないものに限る。)、斜路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構<sup>※5</sup>とすること。

※5 安全かつ円滑に移動できる構造:昇降機内部に幅0.5メートル、奥行き2.0メートル程度の空間が確保できていることなど



## 4-4 集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置

ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板を自転車駐車場内に設置すること。

ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210号(右図参照)の自転車の図記号を記載した標識を設置すること。



## 4-3 通路の構造及び設備

ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路<sup>※4</sup>(以下「場外通路」という。)は、段(場外通路にあっては、幅員0.3メートル以上の傾斜路を併設したものを除く。)がない等、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

※4「一団地等の認定(建築基準法第86条)を受けた一団地等の区域内については、一団地等の通路を含む。」

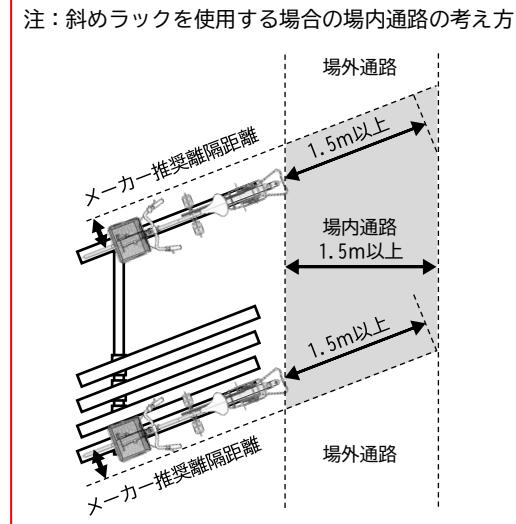
イ 場内通路及び場外通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路(その構造が直線であるものに限る。)のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上<sup>※5</sup>とことができる。

※5「1-4 自転車駐車場の設置の届出」(2) 施設及び自転車駐車場の配置図に、当該範囲の位置及び寸法を明示のこと

ウ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が8分の1を超えないものに限る。)、斜路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいう。以下同じ。)(勾配が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機(籠の内法幅が0.5メートル以上で、かつ、内法奥行が2メートル以上であるものに限る。)を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

エ 場内通路は、自転車の駐車方向に対して後方となる位置に、全ての駐車区画の出入口に接するように設けること。

オ 場外通路内に斜路付階段を設ける場合の斜路部分の幅員は、0.3メートル以上とすること。



## 4-4 集客施設における自転車駐車場の位置及び表示設備の設置

ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板<sup>※6</sup>を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板を自転車駐車場内に設置すること。

ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210号(右図参照)の自転車の図記号を記載した標識を設置すること。



## 自転車駐車場の附置等に関する手引 新旧対照表

※6 なお、国等におけるアナログ規制見直しの取組に基づき、集客施設においてウェブサイトを作成する場合は、集客施設における現地での掲示に加え、当該ウェブサイト上においても自転車駐車場の位置等の掲載を推奨します。